

第 5 次障がい者計画における 発達障がい児者支援について

令和 3 年 1 月

■ 発達障がい児者支援の基本理念

第5次障がい者計画においても、これまで府が取り組んできた発達障がい児者支援施策の基本理念を継承しつつ、地域を中心とした支援力の向上や支援体制の底上げを図り、「共に生きる社会」の実現を目指すという各施策体系に共通した視点を持って取組を進めることが必要となっている。

基本理念

- ・ライフステージに応じた支援(横軸)を基本に切れ目ない支援を図る。
- ・また、ライフステージを通じた支援(縦軸)でこれを補完する。
- ・縦軸と横軸の支援を充実させ、全体として支援の隙間を最小化する。

➡ 今後も継承

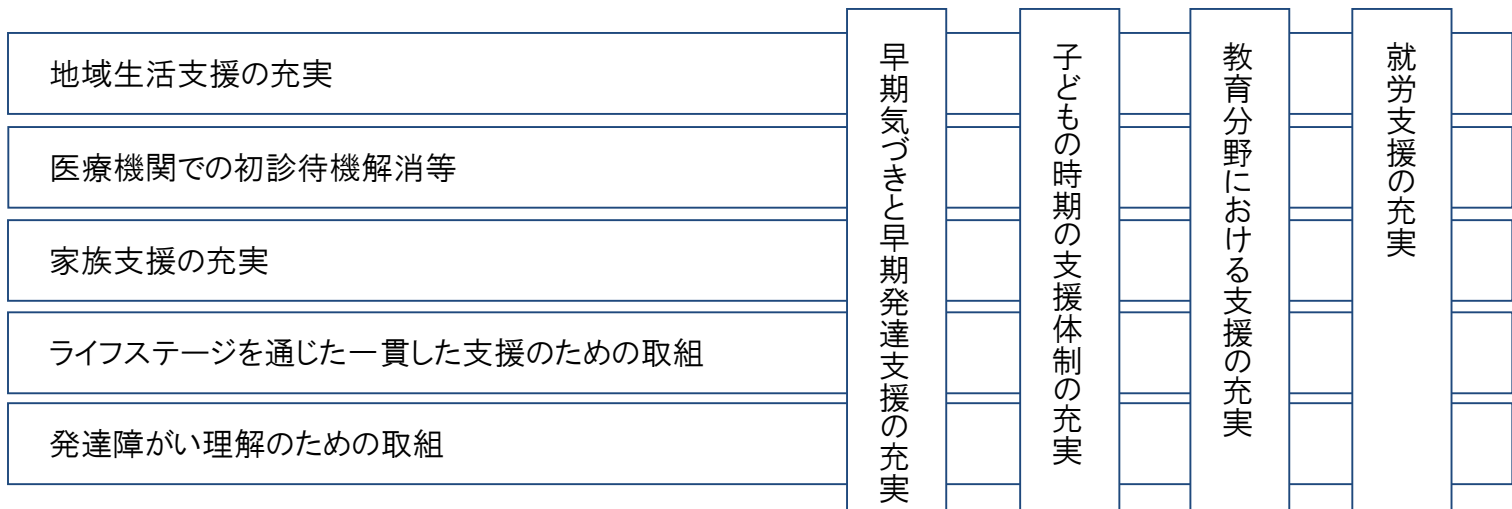
- ・「共に生きる社会」の実現を目指し、「地域を育む施策※」の取組を進める。

➡ 新たな視点

※ 多様な主体が障がいの権利・尊厳を保持し、社会的障壁の除去・改善に努め、合理的配慮を追及していくことで、包容力のある地域と、共に生きる社会の実現を目指すもの

〈ライフステージに応じた取組〉

〈ライフステージを通じた取組〉



地域を育む施策

部会提言と発達障がい児者支援施策推進の方向性との対応表

部会提言	発達障がい児者支援施策推進の方向性
<p>◆見直しに当たっての主要な論点とそれに対する提言</p> <p>1 高年齢の子どもへの支援</p> <p>2 療育拠点及び発達障がい者支援センターのあり方</p> <p>3 医療機関での初診待機期間の短縮</p>	<p>→ 2 子どもの時期の支援体制の充実</p> <p>→ 2 子どもの時期の支援体制の充実</p> <p>→ 5 地域生活支援の充実</p> <p>→ 6 医療機関での初診待機解消等</p>
<p>◆施策推進の方向性</p> <p>1 早期気づきと早期発達支援の充実</p> <p>2 教育分野における支援の充実</p> <p>3 就労支援と就労継続のための生活支援の充実</p> <p>4 家族支援の充実</p> <p>5 ライフステージを通じた一貫した支援のための取組</p> <p>6 発達障がい理解のための取組</p>	<p>→ 1 早期気づきと早期発達支援の充実</p> <p>→ 3 教育分野（小・中・高・支援学校）における支援の充実</p> <p>→ 4 就労支援と就労継続のための生活支援の充実</p> <p>→ 7 家族支援の充実</p> <p>→ 8 ライフステージを通じた一貫した支援のための取組</p> <p>→ 9 発達障がい理解のための取組</p>
<p>◆これからの発達障がい児者支援に必要な新しい視点の考察</p> <p>○大学における支援</p> <p>○司法関係における支援</p> <p>○大人の支援</p> <p>○発達障がい未診断者への支援（いわゆる「グレーゾーン」の支援）</p>	<p>→ ○大学における支援</p> <p>→ ○司法関係における支援</p> <p>→ ○大人の支援</p> <p>→ ○発達障がい未診断者への支援（いわゆる「グレーゾーン」の支援）</p>

■ 施策推進の方向性(第1回部会・両WGの資料をもとに)

ライフステージに応じた取組

① 早期気づきと早期発達支援の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- ・ 乳幼児健診時における早期の気づきや早期療育へのつなぎを目的として全市町村において問診票を改訂するとともに、健診に関わる保健師の研修を実施してきた。
- ・ 保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもに関わる人材の継続的な育成を行うため、研修を実施している。
- ・ 保護者の理解を助ける社会性発達評価装置（かおテレビ）を導入する市町村を支援している。

(課題)

- ・ 早期発見・早期支援の重要性から、乳幼児や小学校低学年までの低年齢児に対する取組が一定進んできたが、小学校高学年、中高生、大学生、社会人の各ライフステージにおいても発達障がい早期気づきから早期支援につないでいくことが課題となっている。

第1回部会・両WGでの主な意見

- ・ 保護者の中には保育士等とのやり取りがスムーズにいかず、適切な子どもへの支援ができないケースも多い。このため、保育士等が、子どもだけでなく親への働きかけの参考（伝達は書面とするなど）になるような研修等を実施した方がよいのではないかと。
- ・ 人材育成は長いスパンで、確実に力のある人を増やすべき。最終的な目標に向け、途中の状況を踏まえ、予算化するという施策を入れていただきたい。

取り組んでいく施策

- 引き続き乳幼児健診や保育所等巡回の取組の充実に取り組む市町村を支援する。
- 市町村の取組と合わせて保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもにかかわる気づき支援人材の育成に努めていく。
- 各ライフステージにおいてもできるだけ早期の気づきから支援につながるよう、支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施する。

② 子どもの時期の支援体制の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- 乳幼児期の支援（就学前支援）は、乳幼児健診による早期発見から早期診断への取組や個別療育の実施、児童発達支援事業所（以下、児発という。）、児童発達支援センターの整備等を通じて定着してきている。

(課題)

- 地域の児発や放課後等デイサービス（以下、「放デイ」という。）が急増し、大阪府発達障がい児療育拠点（以下、「療育拠点」という。）が実施してきた個別療育と類似の取組も見られる中、一般的な児発や放デイと違いを明確にしていくことが、地域で療育拠点の活動を浸透させるために不可欠。
- 児発や放デイが地域において良質なサービスを提供できるよう支援者向けのコンサルテーション等の取組を広めていくため、療育拠点がこれまで培ってきたアセスメント機能や子どもへの支援に関するノウハウ等の活用が望まれる。
- 小学校高学年の児童や中学校・高校・支援学校の生徒への支援は、乳幼児期支援のスキルだけでは対応できず、各成長の段階に応じた支援の困難さや複雑さに対応するスキルやノウハウが求められるなどの課題が存在。
- 高年齢の子ども（おおむね9歳以上18歳未満）へのサービスは、放デイが提供しており、量的な面で近年著しく増加している。しかし、提供するサービスの質的な面で事業者間にばらつきがみられ、サービスを利用する保護者等の適切な理解のもと、単なる居場所だけではなく、利用している子どもが大人になった時に、必要なライフスキルやソーシャルスキルを身に付ける場として、療育の機能が発揮されることが期待されている。
- 現状では、高年齢の子どもに対する質の高い支援ノウハウを蓄積している機関は不足しており、既存の社会資源の活用や連携等、手の届くところから対応し、支援ノウハウを蓄積していくことが必要。
- 早期の段階で支援が行われていても、その後適切に支援がつかないなどにより良質な療育が提供されない場合、強度行動障がいに陥る可能性があることから、アセスメントも含めしっかりとこれまでの支援を引き継いで、良質な療育を継続していくことが重要。

第1回部会・両WGでの主な意見

- 高年齢の子どもの支援を考えるにあたって、地域の発達障がいの支援に対する質の向上が課題。
- 療育拠点と各市町村との連携は、拠点の位置づけが（市町村側からは）理解されにくいところもある。
- 療育の際に大事なものはアセスメント。昨年度から研修等を受けているアセスメント手法は直接的な検査だけでなく、保護者からの聞き取り、地域の事業所、学校からの聞き取りといった、この3つの柱でアセスメントしていく。結果的に中学校の先生に聞き取りを行うことで、通学している学校ともつながっているため、このアセスメントを実施することはよいことと思う。
- 市からは教育委員会の特別支援教育の巡回相談を幼・小・中で実施している。拠点が同伴して巡回していることの効果が大きいと思う。

取り組んでいく施策

- 発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組を引き続き支援する。
- 療育拠点の機関支援の実施状況等を見極めながら、大阪府発達支援拠点（以下、「発達支援拠点」という。）と改称し、所管する各圏域内の児発や放デイに対する機関支援を実施することにより、サービスの質の向上を図っていく。
- 高年齢の子どもは、各ライフステージにより異なる課題が存在し、支援が難しいケースが出てくるため、発達支援拠点において、支援ノウハウの蓄積を図り、支援内容を充実していく。

③ 教育分野(小・中・高・支援学校)における支援の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- ・ 訪問・来校相談や研究授業の開催等、自立支援推進校等から指定した支援教育サポート校が府立高校及び府内の私立高校をサポート
- ・ 教育センターの研修等による子ども理解の促進と、指導・支援方法の充実（支援学校の初任者研修や10年経験者研修等の法定研修、市町村立学校の教員を対象とする新任支援学級担当者研修等の課題別研修を実施）
- ・ 「個別の教育支援計画」の作成・活用の一層の促進

(課題)

- ・ 各学校（小学校、中学校、高等学校、支援学校等）段階の移行期における円滑な引継ぎや校内の支援体制充実に向けた組織体制の強化が必要。
- ・ 現場レベルでの発達障がいに係る対応力の強化が図られているが、「学校経営」という視点から、校長をはじめとする管理職が研修等を通じて発達障がいに関する理解を深めるとともに現場の課題についての認識の共有を図ることが重要。
- ・ 府立高校では、全生徒を対象に大阪独自の取組である高校生活支援カードを活用しており、別途支援を要する生徒に対して個別の教育支援計画を作成している。しかし、本人や保護者が必要性を感じていない場合もあり、全ての生徒に対して個別の教育支援計画が作成されている状況ではない。そのため、家庭においても個別の教育支援計画の理解を図り、適切に支援を進めていくことが必要。
- ・ 府立高校全校への臨床心理士または公認心理師の配置による支援体制は確立したが、発達障がいのある生徒への支援や教職員へのコンサルテーション等を当該生徒や各校の事情に応じて効果的に実施していくことが重要。
- ・ 学校現場の教職員と障がい児福祉サービスを提供する職員が、子どもへの切れ目ない支援を実施するため、より連携を深める必要がある。

第1回部会・両WGでの主な意見

- ・ 学校との連携は多くの市町村で課題として認識されている。放デイ事業所が増加する中、事業所と学校との連携がうまくいかない。その間にある相談支援事業所がつなぎの機能として悩んでいるという声がある。
- ・ 教育と福祉との連携を考える時、障がい福祉サービスの支援者も、学校の先生と情報を共有する機会を設けるということを市町村がシステムに落とし込んでいくことが必要と思っている。
- ・ 今回、地域支援マネージャー事業を利用した市では、小学校や中学校、高校の先生にもアプローチをし、障がい者自立支援協議会に参画いただき、情報共有した結果、大人になった時に、サポートをする人たちがいることが分かって安心したと、教育関係の方もお話しされていた。地域を知る機会を、今後どれだけ継続的に確保できるかが切れ目ない支援を考えていく上での一番のポイントになっていくと思っている。

取り組んでいく施策

- 学校現場の人材育成は極めて重要であり、現場レベルでの個々の対応力の強化に加え、管理職を含めた学校組織全体で発達障がいへの理解を深めていくための取組を進めていく。
- 教育と福祉部局が連携し、支援の必要な児童生徒の学齢期から社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる体制整備に向けた取組を進めていく。
- 高校生活支援カードの積極的な活用や個別の支援計画の内容に係る保護者理解を図り、生徒の状況や保護者のニーズを的確に把握するとともに、高等学校卒業後の社会的自立に向けた学校生活を目指し、適切な指導・支援の充実を図っていく。
- 関係機関や府立学校などが連携して、支援教育のノウハウ等を情報共有するなどにより、私立学校を支援していく。各私立学校が支援を必要とする児童生徒の状態に応じた支援計画や指導計画を作成するなど、計画的、組織的な支援体制の整備を進めるよう働きかけていく。

④ 就労支援と就労継続のための生活支援の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- 働きたい・働き続けたい人への支援の取組（生活スキルの習得機会の確保を含む）として、就労サポートカードの活用、就労定着支援事業の創設、OSAKAしごとフィールドにおける就業支援、公共職業訓練等を実施
- 企業等への理解の促進、定着支援の強化を図るため、企業の人事担当者の体験型研修会や、職場体験受入れマッチング会、企業や支援機関向けに準備を促す説明会の開催等、精神・発達障がい者等職場定着支援事業を実施
- 就労の継続を支える生活支援を担う仕組みづくりとして、障害者就業・生活支援センターを設置

(課題)

- 就労系福祉サービス利用者の就職者数や、その後の就労定着率の向上にむけ、就労支援や定着支援の充実が求められる。
- 受け入れ企業側に、難しくない範囲で実施できる合理的配慮があるという理解が十分には進んでいない。
- 生活支援の充実を図るためには、障害者就業・生活支援センターや関係機関がその機能を発揮できるよう連携が必要である。
- 求職者・雇用者数ともに大幅に増加している精神障がい者（発達障がい者を含む）の雇用促進と職場定着を図るため、企業の障がい特性等の理解と職場環境整備の促進が必要

第1回部会・両WGでの主な意見

- 大人になってからは、発達障がいと明確に診断できる事例は多くない。むしろ、その特性を本人と家族が受け入れて支援につなげていくことが重要と考えている。
- 働き方が多様化する中で、今までの既定概念ではなく、どういった準備や支援が必要かを検討すべき。就労支援は、個人の特性に応じたものが必要。

取り組んでいく施策

- 発達障がい者の雇用や職場定着に取り組む企業への支援と発達障がい者に対する直接的な就労支援との両面での取組を進めていく。
- 年齢の経過によっても支援を継続するなど、個人に合った多様な支援に重点を置いて取組を進めることにより、就労の定着を図る。
- 障害者就業・生活支援センターや関係機関がその機能を発揮できるよう、就労を支える地域の関係機関との連携・枠組みを検討する。
- 障害者職業能力開発校や高等職業技術専門学校、企業、社会福祉法人、NPO等への民間委託による公共職業訓練において、引き続き発達障がいのある求職者や企業ニーズを踏まえた訓練を実施するとともに、より効果的な訓練について検討する。

⑤ 地域生活支援体制の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- 地域の児発や放デイが急増し、療育拠点が実施してきた個別療育と類似の取組も見られる中、一般的な児発や放デイと違いを明確にすることが、地域で療育拠点の活動を浸透させるために不可欠である。〈再掲〉
- 児発や放デイが地域において良質なサービスを提供できるよう支援者向けのコンサルテーション等の取組を広めていくために、療育拠点がこれまで培ってきたアセスメント機能や子どもへの支援に関するノウハウ等の活用が望まれる。〈再掲〉
- 地域の中で支援が困難なケースでも、アクトおおさかに配置している発達障がい者地域支援マネージャー（以下、「地域支援マネージャー」という。）が専門性の高いスーパーバイズにより市町村の自立支援協議会へ機関支援に入ることにより、状況が改善するケースが確認されており、地域支援のニーズは大きい。

(課題)

- 地域支援マネージャー事業は平成28年度から令和2年度まで35地域の自立支援協議会に派遣することをもって終了
- アクトおおさかが府内に1か所となっている現行体制でコンサルテーション機能を発揮することには限界がある。

第1回部会・両WGでの主な意見

- H28年度から発達障がい者地域支援マネージャー事業（以下、「マネージャー事業」という。）を実施し、その効果検証を行う中で、地域（市町村側）からの要望として、人材育成や継続的なサポートを望む声が多い。とりわけ、市町村が自主的に取り組んでいる（発達障がい児者支援の）方向性が正しいかをスーパーバイズして欲しいという要望がある。
- マネージャー事業が今年度で終了とのことだが、少なくとも、（発達障がい児療育拠点から）発達支援拠点と名称を変更し、アクトおおさかのランチ機能を担うところまでは広域支援を行うという点で同様の事業の継続をお願いしたい。
- 各市町村では、子どもの支援体制はかなり充実してきたが、並行して、「成人期の引きこもり問題」と「8050問題」等が地域の支援課題として挙がっている。「8050問題」の際に、幼少期から適切なサポートや理解がない中、家族も孤立し、本人へのサポートがないという状況の中、大人になり、高齢者虐待という状況で表面化し、高齢者支援と障がい者支援の支援者間でもかなり連携を図らなければいけないという状況があるようだ。
- 市町村は「成人期の支援課題にアプローチしていこうと思うと、早期からの気づきと早期介入がとても重要」という話があり、その視点に立った切れ目のない（支援）体制を作っていくことが一番の基本になると思う。

取り組んでいく施策

- 発達支援拠点において、所管する各圏域内の児発や放デイに対する機関支援を実施することにより、サービスの質の向上を図っていく。〈再掲〉
- アクトおおさかを中心に大阪府発達支援拠点との地域連携の枠組みを作っていくことを検討する。
- 府は広域自治体として、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組を支援する。

⑥ 医療機関での初診待機解消等

これまでの取組と課題

(現状)

- ・ 発達障がい医師養成研修を実施し、医療機関ネットワークを構築している。
- ・ 専門医師養成とともに、令和元年度からは地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施し、発達障がいの診療に対応できる医療機関のすそ野を広げている。
- ・ 2次医療圏毎に圏域の医療機関の研修や診療支援の機能のある医療機関を拠点医療機関として指定している。

(課題)

- ・ 発達障がいに係る専門的な研修を受講後、実地での経験を積む必要があることから、専門医師の養成には一定の期間が必要である。
- ・ 拠点医療機関の圏域内ネットワーク構築に係る府からの支援は、立ち上げ初年度限りとなっており、2年目以降は、各拠点医療機関が自立的に運営を継続していく必要がある。
- ・ 医療機関ネットワークの登録医療機関での初診待機期間は約7～8週間で推移し、ほぼ横ばい状態である。また、特定の医療機関で初診待機期間が長期化する傾向が見られる。発達障がいと診断されるまで、1年半もかかったという事例もあるのが実情である。
- ・ 現行の診療報酬では、公認心理師、精神保健福祉士等のコメディカルのスタッフを確保することが難しく、医師が診療に必要な時間を確保できないことが待機期間の長期化の一因になっている。

第1回部会・両WGでの主な意見

- ・ 新たにケースワーカーを配置するなど新しい仕組みを構築するよりも、既存の資源をいかに有効に活用するかといった視点でも検討していただいた方がよい。

取り組んでいく施策

- 発達障がい児者の初診までの待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図る。
- 拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討する。
- 各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組を推進する。

⑦ 家族支援の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- ペアレント・トレーニング（以下、「ペアトレ」という。）のインストラクターを養成し、市町村においてペアトレを実践
- ペアレント・メンター（以下、「メンター」）活動の普及
- ペアレント・プログラム（以下、「ペアプロ」という。）の市町村への導入に向けて人材を養成（市町村をフィールドに実践研修を実施）

(課題)

- 乳幼児期から成人期へのライフステージの移行に応じた支援を行う上で、高齢児については、家族支援も含めて対応の困難性が高い。
- メンター事業はまだ十分に地域に浸透していない。
- 気づきが起きれば様々な支援ができるようになるが、周囲が気付いていても本人や家族が気付かず、支援につながらないという問題が見られる。
- 療育は、家庭でできることの実践について、そのきっかけを得る場であり、家族にも当該療育の内容を理解することが必要である。

第1回部会・両WGでの主な意見

- メンターについても、子どもの年齢を小学生期から年齢層を上げ充実を図っていくべき。親も誰に聞いたらいいのかわからないのが現状。
- 親の困りごとなどの悩みを相談できる地域の窓口を明確にすべき

取り組んでいく施策

- メンターの協力を得て、小学生から年齢層を上げていき、メンターによる家族支援や活動の場の拡充を進める。併せて、メンター事業については、活用促進の観点から一層の周知を図る。
- ペアトレやペアプロは、市町村におけるスキルの共有等を図るため、担当者間の情報交換の機会等を提供し、市町村を支援する。

⑧ ライフステージを通じた一貫した支援のための取組

これまでの取組と課題

(現状)

- 「発達障がいのある方等の支援の引継ぎのためのサポートファイル作成・改訂のポイント」を作成し、府内市町村に周知することにより、事実上の引継ぎ情報の共通化を目指し、好事例の情報発信とその定着を促している。

(課題)

- 乳幼児期から成人期までの各ライフステージを切れ目なく支援していく必要があるが、十分につながっていない。
- 親亡き後発達障がいのある子どもの生活への不安を感じる家族は多く、この点も意識した切れ目のない支援体制が必要である。
- サポートファイル等のつながり見える化するツールは、各市町村において作成が広がったが、行政を含めた関係者で活用の意義の共通理解がなければ、作っただけで終わってしまい、運用が進まない。

第1回部会・両WGでの主な意見

- 新型コロナウイルスに親が感染したが、サポートファイルがあり、それを活用することで子どもの支援に非常に役立ったと聞いている。
- 幼稚園から小学校への円滑な引継ぎは学習指導要領で規定されている。小学校から中学校への円滑な接続は地域の判断で行われている。中学校から高校へは高校生活支援カードの活用がある。高校や高等部から就労となるとサポートファイルの活用がより必要である。ここで議論しているサポートファイルを使って切れ目のない支援体制を作っていく。
- 子ども本人にサポートブックを作ってもらおうようにしている。療育の中で作成していくが、自分のことを知るということにもなる。また、自分が先生に何を伝えたいかをまとめていく作業を療育の中でしている。
- 子ども本人が作成したサポートブックと保護者作成分とを合わせて、小学校から中学校に進学するときに相談支援事業所で担当者会議を開催し、今度、進学する中学校の先生も交えた担当者会議を開き、子どもに関する引継を私たちも含めて実施している。

取り組んでいく施策

➤ 先進的な事例等を参考に、次の視点をもって、サポートファイルを円滑に運用するよう市町村に対し働きかけていく。

- サポートファイルを使うことに意識を置いた住民への普及・啓発
- サポートファイル運用担当者の人事異動等によっても組織として活用の意義を引き継ぎ、継続して運用できる組織体制の構築・維持
- 親亡き後のことも念頭に置いてサポートファイルを活用した地域での支援

⑨ 発達障がい理解のための取組

これまでの取組と課題

(現状)

- 「世界自閉症啓発デー」「発達障がい啓発週間」における啓発活動の継続
- 発達障がいに対する理解促進の取組（合理的配慮を含む）

(課題)

- 家庭や学校、職場における発達障がいの人又はその可能性がある人への接し方等について、府民理解をさらに高めていく必要性がある。

取り組んでいく施策

- 発達障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより深く浸透し、深まっていくよう、啓発冊子の作成の他、世界自閉症啓発デー（4月2日）における府内主要施設のブルーライトアップや発達障がい啓発週間（4月2日から8日）における発達障がいに係る講演会等府民向けの継続的な啓発活動を進める。

○大学における支援

提言

- ・各ライフステージにおいて早期発見の必要性があり、大学在学中に困り感が出た場合にも速やかに支援につなげられるよう、大学における発達障がいの早期発見は極めて重要である。
- ・未診断の学生が潜在的に在籍していることを想定し、本人の気づきが生まれるためにも、大学での支援は不可欠である。一方で、まだ大学側で支援に係る制度理解は十分とは言えず、周知や啓発が繰り返し必要である。
- ・これまで順調に大学へ進学し、学生生活を送ってきた学生でも、発達障がいの特性により就職の場面つまづくケースが見られる。そのため、大学卒業後の進路支援にあたっては、就労支援機関と大学との連携が必要である。大学独自の支援だけでは限界があり、先に述べたように、例えば、大学の進路窓口と就労支援機関とが連携し、対象となる学生に上手にアプローチすることや、両者がコラボ化して支援に取り組むことが効果的である。

第1回部会・両WGでの主な意見

- ・高校生活支援カードを参考にして、（私の所属する大学では、）大学生生活支援カードを作成している。導入から2年目で在籍生700名すべてに支援カードの作成してきたことにより退学の未然防止につながった。
- ・発達障がいを心配している親には、入学前のオリエンテーションに参加して理解を深めることを進めている。国立大学はきっちり対応しているところが多く、支援のあり方や単位の取り方も一緒に考えてくれる。
- ・個人の自由を前提とした環境により顕在化する課題も出てくる。それが困りごとなのか、個性なのか分別されていないのが問題。

取り組んでいく施策

- 支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施する。〈再掲〉
- 発達障がいの特性により就職の場面つまづくケースが見られるため、就労支援機関と大学との連携を図る場の提供を検討する。

○司法関係における支援

提言

- ・ 発達障がいの特性がつかかわれるが、未診断の人は、司法手続の過程で明確に配慮を申し入れる状況かどうかの見極めや発達障がいを踏まえた弁護が難しいため、早期の支援につながるよう本人や周囲の気づき等による早期発見は極めて重要である。
- ・ 発達障がいの人の刑事事件等に係る司法手続の場面においては、医療や福祉、行政など他の関係各機関と連携し、その人の特性や状態に応じた意思疎通の手段の確保等の配慮が必要である。
- ・ 発達障がいの人に対しては合理的配慮に基づいた手続きが適切に進められるよう、司法機関や弁護士等の関係者に発達障がいに関する知識が十分備わっていなければならず、実践に結びつくような研修や啓発の取組について関係機関等への働きかけを行うべきである。

第1回部会・両WGでの主な意見

- ・ 弁護士の立場としては、スムーズに他機関と連携させていただければありがたい。弁護士との連携について、医療や福祉、行政、学校など他機関への研修を実施してほしい。
- ・ 研修は、弁護士会や裁判所でも実施しているが、実際の発達障がいの方の特性理解や配慮についてより理解を深めていくことが必要。
- ・ 刑事事件においては不応状態に陥っている時こそ関係機関からの支援をいただきたい。
- ・ 医療少年院での勤務経験から、近年、少年犯罪や少年院の入所者は減少。そのような中、発達障がいと診断できる入所者の割合は多くなっている。彼らの多くは、家庭に何らかの事情のある少年や社会的に孤立している少年が多い。早い段階から医療や関係機関につながっていれば防げたケースも多く見受けられることから、今後は早期につながっていくような仕組みの構築をお願いしたい。
- ・ 保護司の立場から、犯罪を繰り返す人は家庭環境の問題もある。今後は、やさしい街づくりの中で、支援のあり方や配慮の仕方を検討すべき。

取り組んでいく施策

- 発達障がいの人の刑事事件等に係る司法手続の場面においては、その人の特性や状態に応じた意思疎通の手段の確保等の配慮など適切な手続きが進められるよう、医療や福祉、行政など他の関係各機関との連携が必要。
また、司法機関や弁護士等の関係者に発達障がいに関する知識が備わっていることが望ましく、今後は実践に結びつくような研修や啓発の取組について関係機関等へ働きかけていく。

○大人の支援

提言

- 発達障がい児者支援に関して、子どもの頃は乳幼児健診から早期の診断、早期の療育へと支援の流れはできてきているが、大人になってから発達障がいと診断された人たちへの支援施策については、支援ニーズがより多様であり、適切な支援先につなげることが難しくなることから、今後、就労支援に加え幅広い取組を検討していく必要がある。
- 発達障がいの人の居場所は身近な地域にはあまり存在していないのが実情である。発達障がいの当事者同士やその家族等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場や機会の提供についても検討すべきである。

第1回部会・両WGでの主な意見

- 子どもの時期より大人の期間は長く、就労・子育て・親の介護など様々な事象に直面する。当事者グループでは気持ちの共有はできるが、当事者が子育ての場合、地域の子育て支援センターや親の介護などで地域包括支援センターが相談窓口にはなるが、地域のどの機関で相談すればよいかわからない。また、相談した先で発達障がいに理解してもらえるようにしてほしい。
- マネージャー事業では、高齢者やシングルマザーなどの支援者等を対象に様々な人たちに普及啓発活動を実施してきた。

取り組んでいく施策

- 大人になってから発達障がいではないかと感じた場合、発達障がい者支援センターなど相談窓口の周知を図るとともに当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行う。

○発達障がい未診断者への支援(いわゆる「グレーゾーン」の支援)

提言

- 発達障がい未診断者は、発達障がいと診断された人と比較して支援が入りにくく、その人の持つ生きづらさや困り感についても内面に抱え込まれてなかなか解消が難しい場合がある。
- 近年では、発達障がいの特性のある人も含めて、未診断者の状態像を「グレーゾーン」と称することも多いが、このあいまいなフレーズについては、障がいや生きづらさの程度が「軽度」であったり、ニーズが明確でないといった印象を周囲に持たれるおそれがある。
- しかし、実際は、未診断者の方が必要な支援につながらず、深刻なケースとなることもあり得るので、診断の有無にかかわらず、生きづらさや実際に「困っている」という現実に着目して、必要な支援や配慮につながるよう、周囲の人たちの理解を深めていくための啓発に取り組んでいく必要がある。

第1回部会・両WGでの主な意見

- 未診断の定義として、今は診断されていないが、いずれ診断されるはずの人をグレーゾーンとして想定しているのかを明確にしてほしい。発達障害者支援法にはADHDやLDと「その他」がある。(医師の立場からは) 公的支援が使えるのか分からない。本人が困っていることで障がい年金を受給できるのか、自立支援医療(公的な支援)が受けられるのかなどを明確にしていきたい。(明確になれば、) 協会でも周知していきたい。
- グレーゾーンの方すべて診断が必要というわけではないが、本人の困りごとの要因がどこにあるのかを共有しておけば、どのように支援していくかは分かる。
- 未診断=グレーゾーンでない人も多数いる。環境によっては診断域でなくても困っている人もいる。これらに対応するために、アセスメントができる人材を養成していくことが重要であり、人材育成と確保に取り組んでいただきたい。10年くらいのスパンで取り組むべき。
- 発達障がいの支援は、個人の特性や周りの環境などの状況で決定するものであり、そのために社会を変えなければならないとなる。しかし、ここでの議論は、本人の状態をどのように定義するかを議論しており、本来は、本人が困っていることを認識することに力点をおくべき。

取り組んでいく施策

- いわゆる「グレーゾーン」の定義づけは困難であるが、当事者の「困っている」という状態に着目して、ニーズに合った福祉や就労等の必要な支援につなげるとともに、周囲の人たちの理解を深めていくため啓発に取り組んでいく。

第5次障がい者計画での位置づけ

- 第5次障がい者計画（案）において体系立てられている共通場面「地域を育む」と「生活場面に応じた施策の推進方向」の分類に応じて、これまで発達障がい児者支援に関する施策体系を整理すると、概ね以下の通りとなる。

第5次障がい者計画（案）		発達障がい児者支援に関する施策体系等 （重複する項目あり）
	目指すべき姿	
【共通場面】 地域を育む	多様な主体が協力し、全ての障がい児者が安心して暮らせる地域を育てている	（新）地域を育む
【生活場面】 1 地域やまちで暮らす	障がい者が地域の希望するところで快適に暮らしている	5 地域生活支援の充実 （新）大人における支援 （新）発達障がい未診断者への支援
2 学ぶ	障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる	1 早期気づきと早期発達支援の充実 2 子どもの時期の支援体制の充実 3 教育分野における支援の充実 （新）大学における支援 6 医療機関での初診待機解消等 8 ライフステージを通じた一貫した支援のための取組 7 家族支援の充実
3 働く	障がい者が希望する様々なところで働き続けている	4 就労支援と就労継続のための生活支援の充実
4 心や体、命を大切にす	障がい者が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる	6 医療機関での初診待機解消等
5 楽しむ	障がい者が、様々な場所で他の人と同じように楽しみ、豊かに暮らしている	（新）大人における支援
6 人間（ひと）としての尊厳を持って生きる	障がい者が尊厳を持って社会に参加し、社会全体に合理的配慮が浸透している	9 発達障がい理解のための取組 （新）司法関係における支援

（注）現在、令和3年度当初予算編成中のため、令和3年度事業については差し控えています。

詳しくは、別添「参考資料 1：第5次障がい者計画（案）」の本文を参照してください。